

安心安全電磁環境研究会 運営会則

平成22年10月1日制定

平成27年 4月1日改訂

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する、安心安全電磁環境研究会の運営等に必要な事項について、次のように定める。

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）情報・人間工学領域 知能システム研究部門に、安心安全電磁環境研究会（以下「本研究会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本研究会は、近年、進歩が目覚ましい情報技術やロボット技術を活用して、安心安全な質の高い生活を実現するための電磁環境を検討し、その基準化を図って関連産業の発展を促すことを目的とする。

（事業）

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる電磁環境の測定・評価・対策技術及びそれらの基準化のための事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 電気・電子機器の運用空間に関する電磁環境基準の標準化に係る調査・提案事業
- 二 電気・電子機器の運用空間に関する電磁環境の測定評価に係る事業
- 三 安心安全な電磁環境を実現するための対策設計提案に係る事業
- 四 その他、目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員とは、本会則に賛同し、研究会に参加して事業の推進を図る者で、法人会員、及び個人会員をいう。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。
- 二 個人会員は、大学等の教育機関及び公的研究機関に所属する個人、並びに、運営委員会が協力を要請した有識者とする。

(会員の入退会等)

第5条 本研究会に会員として入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出するものとし、運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会をしようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有す。

一 本事業への参加

二 第10条に定める総会への参加及び議決権の行使

なお、法人会員及び個人会員の議決権は、それぞれ1とする。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

一 会員は、第12条の規定に基づき、特別徴収金の支払いの必要が発生した場合はそれを負担するものとする。

二 会員は、本研究会の定める会則その他本研究会の運営に係わる諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本研究会の目的を達成するため本事業に協力する。

三 第14条に定める秘密保持義務

(役員)

第7条 本研究会に、次に掲げる役員を置く。

一 会長1名 産総研 情報・人間工学領域 知能システム研究部門に所属する職員のうち、研究部門長が指名した者とする。

二 幹事数名 会長が指名した者とする。

2 会長は、本研究会を代表し、本研究会の業務を統括する。

3 幹事は、会長を補佐する。

4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を代行する。

5 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 本研究会の運営を円滑に行うために、本研究会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長及び幹事から構成される。

- 3 運営委員会の委員長は会長が務める。
- 4 運営委員会では、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - 一 会務の運営執行に関する事項
 - 二 第10条で定める総会及び臨時総会に付議すべき事項
 - 三 第10条で定める総会及び臨時総会において委託された事項
 - 四 知的財産権の取扱いに関する事項
 - 五 その他会長が必要と認めた事項

(事務局)

第9条 本研究会の事務局は、産総研 情報・人間工学領域 知能システム研究部門内に置く。
2 事務局は、会長が指名した幹事が務めることとする。

(総会及び臨時総会)

- 第10条 本研究会は全会員で構成する総会を年1回開催する。また、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
総会及び臨時総会の議長は会長が務める。
- 2 総会及び臨時総会では、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - 一 事業計画に関すること
 - 二 事業報告及び運営費に関すること
 - 三 本会則の改訂に関すること
 - 四 その他会長が特に必要と認める事項
 - 3 総会及び臨時総会は会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(会計年度)

第11条 本研究会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は、開始年月日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第12条 コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は総会の議決によって決定する。
ただし、設立初年度における会費は消費税を含み、一法人会員あたり5万円とする。
 - 二 個人会員については、会費徴収を行わない。
- 2 本研究会において、特別の事業を行なう場合には、運営委員会で評議のうえ臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第13条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を、会長が運営委員会に報告するものとする。

(情報の取扱い)

第14条 会員は、本研究会活動を通じて知り得た情報（以下、「秘密情報」という）を秘密に保持し、文書による運営委員会の事前の承認を得ることなくして、会員以外のいかなる第三者にも開示してはならない。

ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。

- 一 開示を受けた時、既に公知であった情報
 - 二 開示を受けた時に既に自ら保有し、そのことが証明できる情報
 - 三 開示を受けた後、会員の責によらず公知となった情報
 - 四 会員が、正当な権利を有する第三者から合法的に入手し、かつこれを証明できる情報
 - 五 開示を受けた後、本研究会の活動の結果として公知となった情報
- 2 前項の規定は、会員が本会を退会した後も3年間は当該会員を拘束するものとする。
- 3 会員は、第1項の秘密保持義務を各自の従業員、関連会社、協力会社、子会社にも順守させるものとし、これらの者の義務違反は当該会員の義務違反に相当するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第15条 会員は、前条の規定により開示者から提供された秘密情報に基づいて発明をなした場合は、その内容を速やかに開示者に通知するものとし、開示者との間で別途協議の上、かかる発明の取り扱いを決定する。

- 2 会員は、前条に規定する秘密情報を基に、知的財産権を単独もしくは共同で取得しようとした場合は、その内容を速やかに他の会員に開示しなければならない。

3 本研究会は、前項に規定する知的財産権の取得、実施、不実施によって会員が何らかの損害を蒙った場合についても、損害賠償の責任を負わないものとする。

(解散)

第16条 本研究会の解散は、本研究会の運営が困難となった場合、運営委員会の議決に基づき、総会の議決を得て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第17条 本会則の改廃については、総会の議を経て定める。

(設置期間)

第18条 本研究会の設置期間は、2年間とする。ただし、総会において事業継続の意思が表明された場合、産総研の第3期中期計画（平成22年度～平成26年度、及び、第4期中長期計画（平成27年度～平成31年度）期間内において、自動的に1年毎、更新延長する。

2. 第14条（情報の取扱い）に関しては、本研究会終了後も、なお3年間有効とする。

(協議)

第19条 本会則に定めのない事項については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

(報告および届出)

第20条 各会計年度の終了後、速やかに当該年度の事業報告書並びに翌事業年度の事業計画書及び構成員名簿を産総研理事長宛に届け出る。

2 運営会則を変更したときは、速やかに変更後の運営会則を産総研理事長宛に届け出る。

附 則

この会則は、平成22年10月1日から施行する。

この会則改訂は、平成27年4月1日から施行する。